

公民教育研究：倫理的責務を通して民主主義について考える

著者	藤井 一 亮
雑誌名	甲南大学教職教育センター年報・研究報告書
巻	2012年度
ページ	1-12
発行年	2013-03-31
URL	http://doi.org/10.14990/00001773

公民教育研究

—倫理的責務を通して民主主義について考える—

A Study on Civic Education

-Thinking about democracy through ethical responsibility -

藤井 一亮*

FUJII Kazuaki

Abstract : The basic way of thinking of the course guidelines in social studies and civics is to participate in the creation of a better society. The guidelines require us to form a peaceful and democratic society. In this study, I would like to analyze what it is like to take part in society, although it seems evident. The participation in society has been thought to be a concept on the part of subject, but, what is also important, it can be a concept on the part of object. I attempt to make it true that, aiming at joining a better society, we still often fall into the opposite. What matters in civic education is to review earnestly the way human beings should be or should live, even in this unexpected flow of decline, and to consider what is ethical responsibility for times and society as both subject and object.

Key Words : democracy, social participation, fascism, the public, tyranny by the majority, ethical responsibility

要旨 : 社会科及び公民科の学習指導要領の根底に流れている考えは、よりよい社会の形成に参画することである。ここで、求められるべき社会は平和で民主的な社会である。本稿では、この社会に参画するとは如何なることなのか、一見、自明に見えることであるが、これを分析する。従来、参画とは、主体の側からの概念と思われているが、重要なことは客体としての参加ということも同等にありうるのである。よりよい社会への参画のつもりが、時として真逆のことに陥る事実もある点を明らかにする。公民教育にとって、大切なことは、この予期せぬ陥穽への流れの中においても、人間としての在り方生き方を真摯に見つめ直し、主体としても客体としても、時代と社会に対して負うところの倫理的責務とは何かについて考えることである。

キーワード : 民主主義、社会参画、ファシズム、大衆、多数派の専制、倫理的責務

1 はじめに

平成20年1月の中央教育審議会答申において、学習指導要領改訂の基本的な考え方が示されるとともに、各教科の改善の基本方針や主な改善事項が示された。そのうちの社会科、地理歴史科、公民科の改善の基本方針及び改善の具体的事項

の中には、「持続可能な社会の実現を目指すなど、公共的な事柄に自ら参画していく資質や能力を育成する」、また「よりよい社会の形成に自ら参画していく資質や能力を育成する」等々のことが述べられている。これらは、2006（平成18）年12月に改正された教育基本法（特に、第1章第2条

*甲南大学教職教育センター教授

第三項「正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。」から要請されたものである。そして、学習指導要領高等学校公民第1「現代社会」の2の(3)には、「持続可能な社会の形成に参画する」(中学校の場合は「持続可能な社会を形成するという観点から、私たちがよりよい社会を築いていく」と明記されている)。

この「社会の形成に参画する」という表現は、今回の改訂において、新たに取り入れられたものである。この点については、今後、十分留意することが重要であろう。こうした社会参画への強調は、その背景として、若者の政治的無関心や社会参加からの乖離、たとえば、投票率の低さ等が挙げられる。したがって、よりよい社会の形成・持続は、私たち一人ひとりが、政治や経済を含む日常生活の場で、意識し、行動し、また、その行動を変革しなければ不可能であると考えられている。(1)

従前の学習指導要領においては、社会事象をとらえる概念的な枠組みとして「見方や考え方」の育成を図ることが求められた。どちらかと言えば、社会の認識や理解に教育の力点が置かれてきたと言える。(2)しかし今回の改訂では、前提となる社会については、それを、当にあるべきものとして静的に捉えるのではなく、現実の社会は、さまざまな価値観や利益追求が渦巻いているものとして、動的に捉えなければならないとしている。つまり、個人に幸福追求の権利があるとしても、時として他者や他の集団、あるいは社会全体の幸福と対立したり、衝突したりすることがある。このような対立や衝突を調整し、合意を取り付け、如何して、よりよい社会の形成に参画すべきかが重要とされている。

上で述べた公民教育についての方向性を踏まえ、現在、たとえば、公教育の必修カリキュラムにおいて政治的なものを取り扱い考察させることは、学校において必要な課題であるとか、その反対に政治や社会参加よりも政治からの権利侵

害等から自らを守る教育が大切ではないか等々、興味深い様々な議論が起こっている。(3)

本稿において、「社会参画」すべき「社会」の様相を例として取り上げ、それを軸に、公民教育の基底を探るとともに、現代の公民・市民、ひいては、人間としての在り方生き方の確立において、如何なることが、求められているかについて論じてみる。

2 「民主主義」の概念をめぐる諸問題

近年、社会参画に関する授業計画や、また、その考察が多く発表されている。

従来、社会参加と言われると、一般的には、地域の清掃や廃品回収、地域の町おこし等の行事に積極的に参加して行くというレベルのことがイメージされていた。今では、それにとどまらず、積極的に、まちづくり、それも単に道路が狭いか公園が少ないといった個別の問題ではなく、町全体を見通して将来的な計画にまで参画できる能力を育成しようとする試みがなされたり(4)、また、伝統的に学校教育の内外で、ボランティア活動、コミュニティ参加を積極的に勤めているイングランドのシティズンシップ教育の意味の解明等がなされている。(5)これらの論考は、民主主義社会を形成する公民の育成にとって傾聴に値するものである。

さて、本稿では、民主主義という語を多用するので、これについて、前もって、一言、述べておく。確かに民主主義を定義するのは難しいものである。イギリスの公民教育推進にかかわったバーナード・クリックは、民主主義は政治用語で使われる重要な概念であるが、しかし、それは明らかに基本的な概念の複合体であり、たとえば、自由、福祉、代表、ときには権利、正義ですら定義に入り込んでくるので、その概念を用いる人は、どんな意味でそれを用いるかを明確にすべきである、と語っている。(6)彼にしたがって、筆者もこの概念の定義・理解を先に述べておくことにしたい。

現在、最も人口に膾炙している定義としては、リンカーンのゲッティスバーグ演説の最後の部分

「government of the people by the people for the people : (一般に、『人民の、人民による、人民のための政治 (政府・統治)』と訳されている。)」⁽⁷⁾をあげることがでる。しかし、この定義自体を正しく日本語として理解・解釈するには、もう少し厳密に、それぞれの語の意味にあたらなければならない。英文学者中野好夫は、「人民による、人民のための」—そこまでは問題ではないが、問題は、「人民の政府」government of the people であると言い、自分は英語をやっているせいか、この一句についてよく質問を受けたと語っている。十人のうち九人までが、これを人民の立てる政府、人民が治める政府、人民政府、言い換えれば、「の」の of を第一格的意味にとつて怪しまず、いや、人民を治めること、すなわち、この of は第四格的な of で「人民を治める政府」の方が正しいでしょうと言っても、まず例外なしに信用してくれなかった。そこで中野は、自分と同じ解釈をする当時の英語学の大家市河三喜やらアメリカ人のある著者による「人民の一とは、人民は治められ (governed) なければならない。文明社会の秩序と安全と幸福のために、人民の統治 (人民を統治すること) がなければならない」との言葉を引いている。その上で、このリンカーンの言葉ほど、民主政治の客体と主体と目的を見事に言い当てているものはないと述べている。⁽⁸⁾このように、中野は熱を帯びて書いているが、たしかに、戦後の混乱していた時期において、「of」は第一格的意味に理解する人が多かったと考えられるが、二十一世紀にいたっている今日、経済学者伊東光晴は、日本の政治が会社＝法人の献金によって大きな影響を受けていることを批判する中で、「今こそリンカーンが想起されるべきです。“Of the people, By the people, For the people.” 人民による政治まで行かなくても、生きた人間による政治でなければなりません。法人による、法人のための政治にかかわって人民のため、人民を治める政治 (イタリック体は筆者による、以下同じ) です。」⁽⁹⁾と記している。また、若き政治学者吉田徹も、現代のポピュリズムを論じる中で、「エイ

ブラハム・リンカーン大統領のゲティスバーグ演説は、「人びとの、人びとによる、人びとのための統治」を宣言し、これが民主主義の基本であるとした。しかし、では「人びとの」統治はどのように構成されるべきなのか。「人びとによる」政府は、どのように実現されるべきなのか。「人びとのための」統治は何をすべきなのか。この基本的な論点⁽¹⁰⁾云々と述べている。彼の場合、日本語としては、「人びとの」と書かれてはいるが、意味の上からみると、あきらかに、「of the people = 人びとの統治」は第四格的な意味として理解される。このように、現代では第四格的な意味が定着していると考えられる。

王制であっても貴族制であっても寡頭制であっても僭主制⁽¹¹⁾であっても、それらの区別は、支配の側にいる人びと、つまり政治における主体の違い⁽¹²⁾である。どのような体制でも、いつも必ず、客体として支配される側の人びと、即ち被支配者は存在するのである。如何なる政体も支配を受ける人びとがいらないということは考えられない。民主制も、客体としての被支配者、民衆と呼んでも良いし、また人民・市民と呼んでも良いが、これらの存在は前提されている。ただ、他の政治体制との違いは、民衆または人民・市民が政治の主体となることができるということである。

ここで考えなければならないことは、アリストテレスも言っているように、たとえば、僭主なるものは、僭主でなくなると、飢える他はない、つまりそれは私人として生きるすべを知らないのであるが、市民は、立派に支配するだけではなく、立派に支配される能力を持たなければならないのである。つまり支配するものは支配されることによって、それを学ばなければならないし、支配されたことがなければ、よく支配できないのである。いうならば、よき市民というものは支配されることと支配することの双方の知識を持ち、かつその能力を有しなければならないのである。⁽¹³⁾したがって、思想史的に見るならば、正しい政治、よい政治、真に民衆自身による民主政治というものは、まず何よりも、正しく治められる知恵と技

術を持った人びとが存在しないところではどうして実現できない、というのが当を得たものといえよう。

3 民主主義もしくは民主制における陥穽

一般に、民主主義もしくは民主制における主権者の教育は如何にあるべきか、といった議論がよくなされることがある。その多くの場合は、一人ひとりの主権者が、日々の政治・政策決定の担当者でなければならぬがごとくに、論じられる傾向がある。この傾向は、やはり政治のリアリティからは遠いといわざるを得ない。政治のリアリティというものは、J.S.ミルも言っているように、権力を行使する「国民」は、権力を行使される「国民」と必ずしも同一ではないのであり、また、いわゆる「自治」とは、各人が各人によって治められることではなく、各人が他のすべての人びとによって治められるということである。⁽¹⁴⁾ この間の事情を理解しないと、「民主主義になった、もしくは民主主義であるので、我々主権者の意見を聞かないのは許されない」と声高に言い、自分があたかも主人になったように叫ぶことになるのではないか。換言すれば、「我々主権者は、……、我々国民は……」と題目のように唱えることになり、ある意味では、人びと自身が、小さい支配者、極言すれば、小さい独裁者になりたがっていることになるのではないか。

上前淳一郎が直接政治について著したものではないが、戦後のスポーツ選手の意識を物語る中で、興味深い話を残している。アメリカ占領軍の進駐とともに、民主主義の象徴である野球への人気は、空前の沸騰を見せつつあった。戦前戦後と巨人・ジャイアンツで野球をしていた花形選手たち、川上哲治や藤本英雄などは、戦後、洪水のごとく押し寄せたこのいわゆる民主主義的思潮の中で、観客を動員しているのは実際にグラウンドでプレーをしている、自分たち選手だ、したがって監督・代表よりも自分たち選手の方が偉いのだと、戦前のチームや球団の構造をひっくり返すようなことを唱えたのである。プレー中、命じられた

ことも上の空、敬意どころか軽い軽侮の念を抱くに到った。そして、権威に服しないこと、それが選手と監督・コーチとが平等である証左であると思ひ、この関係こそが民主主義であると考え、そのようにプレーしたという。このような雰囲気の中で、日本のプロ野球選手に、アメリカのサンフランシスコ・シールズよりキャンプへの招待があり、代表として、藤村富美男（阪神）、杉下茂（中日）、小鶴誠（松竹）、川上哲治（巨人）が参加した。彼ら、特に川上は、意外な発見をする。この民主主義の本場で、あたかも帝王のようにチームに君臨しているのは監督だったのである。アメリカの選手たちが、監督の一挙手・一投足に絶対服従の態度・行為を示すことに、これが、自由と平等を標榜するアメリカ人のチームかと、びっくりしたという。どんなスタープレイヤーもチームの中では一プレイヤーである。川上らは、チームの目的は何かということ、チームの一員として、真摯に考えたという。そして、それは、監督の下に、観客に素晴らしいプレー見せることと相手チームに勝利することである、と考え、自分たちのそれまでの身勝手な考え方や行為が、如何に底の浅いものであったか、つまり、民主主義とは決してわがまま勝手な下克上の礼賛ではなかった、と理解したというのである。⁽¹⁵⁾

もし、アメリカのプロ球団に出会っていなければ、日本プロ野球選手の世界は如何なるものになっていただろうか。スペインの哲学者オルテガの言う、つまり、大衆すなわち、自分は「すべての人」と同じであると感じ、他の人と同一であることに喜びを見いだしている人びとが、少数者に対して不従順となり、少数者に服従もしなければ、尊敬もしないばかりか、その逆に少数者を押しつけ、彼らに取って代わる⁽¹⁶⁾ という事態となり、いわゆる、みんな一緒であるという超デモクラシーとなっていただろう。そしてそれは、秩序や規律、また結果に責任を感じないアナーキーになったのではないかと考えられる。民主主義を表層で受けとめ、深く考えないとき、思わぬ陥穽が口を開けて待っているのではないかと考えられる。

4 「いわゆる一般の人びと」の民主制における 一側面について

(1) プラトンは「同時代人」をいかに理解したか
国制について、プラトンが示唆に富むことを言っている、「それぞれの国に住む人間たちの性格に基づいてこそ、国制というものは生じてくるのであって、その住民の性格が、いわば、錘が天秤を一方へ傾けるように、他のものの傾向を自分に合わせて決めるのだ」と。⁽¹⁷⁾つまり、名誉支配制（ティモクラティア）なら、勝利を愛し名誉を愛する人間が、また、寡頭制なら、寡頭的な人間が、民主制なら、民主制的な人間が、また、僭主制なら僭主制的な人間が、それぞれを支えている。しかもそれらの国制は、常に変化し、永遠に継続するものとは考えていない。

今少し、プラトンのいうことを聞いてみよう。人びとが、寡頭制を打ち倒して、平等に国制と支配に参与できるようになったとき、民主制というものが生まれた。この国家には自由が支配しており、何でも話せる言論の自由がいきわたっていると、何でも思い通りのことを行うことが放任されている。そこでは、人それぞれが、それぞれの気に入るような、自分なりの生活の仕方を設計することになる。したがってこの国制のもとでは他のどんな国よりの最も多種多様な人間たちが生まれてくる。おそらくは、これは様々な国制の中でも、いちばん美しい国制かもしれない。あらゆる華やかな色彩をほどこされた色とりどりの着物のように、この国制もあらゆる習俗によって多彩に彩られているのでこの上なく美しく見えるだろう。ちょうど多彩な模様を見て感心する子どもや女性と同じように、この国制を最も美しい国制であると判定する人びともさぞ多いことだろう、と。また続けて、この国家では、支配に当たらねばならぬ人であっても、支配にあたらねばならぬということを強制されることもなく、さりとして、人が望まなければ、支配を受けなければならぬという強制もない。また他の人が戦っているからといって、戦わなければならないこともなければ、他の人びとが平和に過ごしていても、平

和を欲しないなら、無理に平和に過ごさなければならぬこともない。このようなことはいつでも差し支えない。このような在り方は、当座の間、この世ならぬ快いものではないか。つまり、この国制が持っている寛大さと些細なことにこだわらぬ精神、たとえば、国事（政治）に乗り出して政治活動をする者が、どのような仕事と生き方をしていた人であろうと、そんなことはいつでも気にも留められず、ただ大衆に好意を持っていると言ひさえすれば、それだけで尊敬されるお国柄なのだ、と。⁽¹⁸⁾上の民主制の性格記述は、プラトンの生きた当時のアテナイの国情を、若干、大げさに描写している向きも無いではないが、現代に生きる筆者は、一瞬どきりとするのである。

そして、また、語る、偽りとまやかしの言論や思わくが広がって、「慎み」を「お人好しの愚かしさ」と名付け、「節制」の徳を「勇気のなさ」と呼んで、「程のよさ」を「野暮」といって辱めを与え、追放してしまう。このまやかしの言論たちは、今度は、「傲慢」「無統制」「浪費」「無恥」を呼びよせ、「傲慢」を「育ちのよさ」と、「無統制」を「自由」と、「浪費」を「度量の大きさ」と、「無恥」を「勇敢」と、それぞれを美名のもとにほめ讃えるのである、と。⁽¹⁹⁾

次に、そこに生きる人間はどのような在り方生き方を示すのかについての議論が続く。真実の言論、ことわり、ロゴスを受け容れないで、その時々を訪れる不必要な欲望⁽²⁰⁾にふけてこれを満足させながらその日その日を送っていくだろう。あるときは酒に酔いしれ、あるときは水しか飲まずに体をやせさせ、あるときは体育にいそしみ、あるときはすべてを放擲してひたすら怠け、しばしば、国の政治に参加し、壇にかけあがって、たまたま思いついたことを言ったり行ったりする。他人のすることを羨ましく思うと今度はその方に向かっていく。ここには、秩序もなければ、必然性もない。しかしながら、このような生活を、快く自由で、幸福な生活と呼んで、一生涯この生き方を守り続けるのである。なぜなら、あらゆる変様に富んで、最も多様な習性に満たされた生活で

あり、美しくもまた多彩な人間として生きることが出来るからである、と。⁽²¹⁾そして、この自由と平等に満ちあふれた社会での人びとは、いよいよ最後に、如何なるところへと進んでいくかについて、プラトンの危惧するありさまが語られる。国民が、たまたま質(たち)のよく無い酌人を指導者に得て、必要以上に混じりけのない強い自由の酒に酔わされるとき、支配者が自由をふんだんに提供してくれない場合、彼らをけしからぬ連中だ、寡頭制的なやつだと非難し、支配者に従順な者たちを、自分から奴隷になるようなやつだと辱めるだろう。ここで尊敬されるのは、支配される人に似た支配者、支配する人に似た被支配者である。また父親は息子を恐れ、息子は両親に恥じる気持ちも恐れる気持ちも持たなくなる。先生は生徒を恐れてご機嫌をとり、生徒は先生を軽蔑する。若者は年長者と対等に振る舞って、彼らと張り合い、年長者は、若者に自分たちをあわせて、面白くない人間だとか権威主義者だとか思われたいために、若者たちを真似て機知や冗談でいっぱいの人間となる。犬たちでさえ、主人そっくりに振る舞うようになる、と。⁽²²⁾

プラトンの言説は、二千三百数十年前に書かれたものであるが、現代社会のある部分を活写しているとも言えるのではないかと。

(2) オルテガは「現代人」をどう捉えたか

プラトンにとっての「同時代人」は紀元前5世紀末から紀元前4世紀半ばの、特にアテナイの人びとであった。スペインのオルテガにとって「現代人」は、20世紀の前半、彼が接したスペイン人をはじめとするヨーロッパの多くの人びとである。彼の怒りの書と言っても良い「大衆の反逆」から見てみよう。

開巻劈頭「そのことの善し悪しは別として、今日のヨーロッパ社会において最も重要な一つの実事がある。それは、大衆が完全な社会的権力の座にのぼったという事実である。大衆というものは、その本質上、自分自身の存在を指導することもできなければ、また指導すべきものでもなく、

ましてや社会を支配統治することなど及びもつかないことである。したがってこの事実は、ヨーロッパが今日、民族や文化が遭遇しうる最大の危機に直面していることを意味している。」⁽²³⁾と述べられている。本書の刊行後、三年で20世紀最悪ともいわれる「大衆運動」がドイツの政権を奪取するのである。

もう一度、オルテガのいう大衆を見てみよう。彼は言う、「大衆とは、善い意味でも悪い意味でも、自分自身に特殊な価値を認めようとはせず、自分は「すべての人」と同じであると感じ、そのことに苦痛を覚えるどころか、他の人びとと同一であると感ずることに喜びを見いだしているすべての人のことである。」⁽²⁴⁾と。つまり、大衆は、自分の中に支配と勝利の実感を見だし、それ故あるがままの自分を肯定し、道徳的にも知的にも完璧であると、自己満足し、他人の言葉に耳を貸さず、自分の見解に疑問を抱こうともせず、支配感情のままに、何の配慮も内省も手続きも遠慮もなしに、「直接行動」によって強行しようとする「甘やかされた子ども」、即ち「慢心しきった坊ちゃん」となっている、と。⁽²⁵⁾反対に、自分には、特殊な価値や才能があるのだろうか、また何らかの分野で人より優れているのだろうか、と自問しながら、結局のところは自分には何ら傑出したところも無く、天賦の才能も無いと感ずる謙虚な「選ばれた人」は極めて少数であるという。

こうみると、彼は、鼻持ちならぬエリート主義者かと思われるかも知れないが、はたしてそうであろうか。彼が言わんとしたことは、「選ばれた人」とは、他者に対して自分は優れていると信じ込んでいるような僭越な、またそれに伴う過剰な特権を要求する人間ではなく、自己に対して、高度な要求を掲げ、進んで困難とより厳しい倫理的責務を負わんとする人間のことなのである。

しかし、今や「慢心しきった坊ちゃん」は多く、彼らは、喫茶店での話題から得た結論を実社会に強制し、それに法の力を与える権利を持っていると信じているのである。彼らは、有り余るほどの豊かな便利な手段、快適な権利に取り囲まれてい

る自分を当然のこととして見て、それらがつくり出される難しさ、また、それらを維持するには努力が必要であるとは考えない。今日がこのまま保たれると思ひ、されに要求度を上げ、満たされなければ駄々を捏ねるのである。まさに、「慢心しきった坊ちゃん」とは自分の好き勝手なことをするために生まれてきた人間といえる。そして、この坊ちゃん大衆は、自分たちとは、同じでない、いっさいの非凡なるもの、傑出せるもの、個性的なもの、特殊な才能を持つ選ばれたものをすべて否定し、そして、みんなと違う人、みんなと同じように考えない人を、排除するのである。⁽²⁶⁾

オルテガは、このような流れがヨーロッパの生の水準を後退、下落させるのではないかと危惧しているのである。最近でも、外交的問題等が生じたとき、その両国を股にかけて活躍している人たちがあれば、「お前たちはこの案件について、どう思うか、Yes, Noをはっきりと答えよ」と迫られたり、自国が参加を拒否した国際会議に出席した学者があれば、彼には、その理由を説明せよとの有形無形の圧力が加えられたりすると、よく聞くところである。

(3) J.S.ミルの抱いた危惧について

時代的にはオルテガと相前後するが、イギリス民主制において、一般的には、哲学的急進派といわれたミルについてみることにする。彼は、1865年から1868年まで、三會期にわたって下院で、婦人の参政権の要求、比例代表制の提案、さらに、労働者階級の選挙権の要求など掲げて活躍し、議會外でも労働者にかなりの影響を与えている。⁽²⁷⁾ イギリス民主政治を大きく進歩させた一人としても、その名を歴史にとどめている、その彼にして、多数派の専制⁽²⁸⁾に危惧の念を抱いている。

ミルは、民主主義が、国民の国民に対する権力を基礎とはしているが、その国民の意思とは現実には、国民のうち人数が最も多い部分の意思、または最も活動的な部分の意思、つまり多数派か、自らを多数派だと認めさせることに成功した人たちの意思であるとし、このため、国民のうちの

ある部分を抑圧するよう望む場合があり、これに対して予防策を講じる必要があるとする。⁽²⁹⁾ つまり、個人に対する政府の権力を制限する必要があるという。この政治思想は、今では多くの人びとに受け容れられている。筆者は、ミルのこの思想が政治的なものに局限されるなら、彼の言う、社会が警戒すべき悪の一つとしての「多数派の専制」という主張は、それほど目新しいものとは思わない。ミルの深い洞察は、多数派の専制もしくは、多数派の横暴・暴虐というものが、政治権力だけではなく、人の生き方にかかるものを文化とするならば、文化をも含む社会全般にまで広げると言っていることである。そして、この社会による抑圧は、通常、政治権力による各種の抑圧より、はるかに恐ろしいものとなる。つまり、社会がその一員を抑圧するとき、政治権力による厳しい刑罰を使うのではないが、はるかに深く生活の細部にまで目を光らせ人の心まで支配するので、抑圧から逃れる余地ははるかに小さくなる。多数派は、自らの意見と感情、思想と慣習を社会全体の行動の規則とし、刑罰以外の方法を使って、反対派に強制しようとする。さらに多数派の習慣と調和しない個性の発展を妨げ、可能ならば、個性の形成すら妨げようとする。ついには、一つの範型にしたがって性格を形成するよう社会の全員に強制する、⁽³⁰⁾と。筆者には、ミルのこの議論の構造は、時を経て、クリックの意見、すなわち「旧式の独裁政治は、どれほど頑迷偏狭で血なまぐさく残忍であったにせよ、野心は限られていた。支配階級として権力の座にとどまるといった程度の野心であって、寝ている犬は税金を払い従順である限り、そのまま寝ていればよかったのである。ところが、現代の独裁政治のいくつかは全体主義というあたらしい名称がついたのは、大衆を動員し、眠っている犬を起し全員合唱までさせて、イデオロギーの革命目標を達成する必要性を理解した独裁政治だったからである。」⁽³¹⁾との見解の先駆のように思えるのである。ミルの危惧は、民主主義の社会にも、すべての人が、身も心も一つでなければならぬ、とする思想動向が存在す

るということである。しかも、この身も心も一にならねばならぬことに対する理由は、理性的な判断によって明確にする必要はない。理性よりも感情の方が重要なのである。各人の中にある感情、つまり、自分やまた同意見の人びとが、自分たちは、かくするのだ、と望むゆえに、即ち、自分がなすように、すべての人も同じように行動すべきであるという感情である。

5 多数の人びとが「合唱者」になることについて

上に挙げた三者ともに、民主制は、永遠不変、不磨の制度ではなく、時として、多数の人びとが、現実の社会に、何か漠然としたフラストレーションを感じ、理性的に思考することを停止し、自分たちが、ある種、傷つけられ、虐げられているという感情によって、一定方向への動きを示したときには、歯止めがきかなくなる恐れがある、とするのである。そして、この時、その一定方向に赴かんとする人々の潜在的なエネルギーの高まりを小聡く察知するものも現れ、その者は、人目を引く派手な言動のなか、新しき大義を提示し、とりあえず変化そのものを新たな政策とし、人びとの感情に訴えて、一気に変革を遂げんと主張するのである。フラストレーションを感じている人びとは、大義への「合唱者」となって、熱狂的な支持をあたえる。

今しばらく、ギリシアのペロポネソス戦争時代に戻ってみる。アテナイの黄金時代を築いたと言われるペリクレスが戦争初期に死んでから、その敗戦にいたるまで、アテナイで活躍した政治家を通常デマゴグと呼ぶ。その典型がクレオンである。ペリクレスは優れた識見を備えた実力者で、演説をするときにも、伝統的な作法、つまり両手を上着から出さず、感情にもかき乱されることなく、条理を説いて人びとを感服させたと言われているが、一方クレオンは、「従来人びとは礼儀を保って演説をしたものであったが、クレオンは、はじめて演壇上で声高に叫んだり罵倒したりし、衣服を巻き上げて民衆に語った」、「クレオンこそは、その無鉄砲な遣り口によって民衆を腐敗させ

た者と思われる」⁽³²⁾と伝えられている。つまり、それまでは、演壇上を歩き回り大声を張りあげ、上着から両手を出してのジェスチュアなど、感情には訴えないのが作法であった。トゥキディデスは、この時代を、民衆そのものも、わきまえを忘れて傍若無人の氣勢を上げているとみ、またデマゴグが「民衆指導権をめぐる個人的な中傷に明け暮れ」「皆己こそ第一人者たらんとして民衆に媚び、政策の指導権を民衆の恣意にゆだねることとなった」⁽³³⁾と、述べている。

このような状況は、プラトンの言葉にならって、国々にとっての不幸の止むときはないし、また人類が災いから免れることもない⁽³⁴⁾、と表現しても良いのではないか。今、筆者は、民主制を否定しているのかと問われれば、決してそうでない。ただ、考えなければならぬのは、オルテガや、またJ.S.ミルが抱いた危惧、すなわち、他の人を自分の意志に従わせ、その人を支配しようとする傾向、そして、他の人を完全に支配することに快楽を感じてしまう傾向を、我々21世紀に生きるものにとって、それは杞憂であるとし、不問に付してもて良いのか、ということなのである。

先にあげたクリックも、「(民主)政治とは、故意に煽り立てられた変革ではなく、長い経験に基づいた既存の諸利益の調整・処理に関わるもの」だが、しかし「民主主義にもそれなりの限界がある。」「民主主義はよき統治の一要素であるが、自由や個人の権利とは必ずしも両立しない多数者の意見と権力とでもある。たとえば、多数者に支持され、多数者に味方する有力者に頼るような、文字通りの民意に即した独裁政治があったし、今でもありうる」⁽³⁵⁾と述べている。

時代は現在から、数十年さかのぼるが、第二次世界大戦中、エーリッヒ・フロムもつぎのように述べている。曰く、第一次世界大戦は最後の戦いであり、その勝者は自由のための最後の勝者であると、多くの人々は考えていた。デモクラシーはみだところ強化され、また、古い君主政治に、新しいデモクラシーがとってかわった。しかし、わずかに数年たつうちに、ひとびとが数世紀の戦いで

勝ち得たと信じている一切のものを否定するような新しい組織が出現したのであり、このようなデモクラシーの危機は、イタリアやドイツの問題だけではなくて、近代国家がすべて直面している問題である、と。⁽³⁶⁾

フロムは、ファシズムを題材に議論を進め、当時の多くの識者が陥っていた誤った見解を三点あげている。一つは、ファシズムの勝利が少数者の狂気であり、それゆえ、彼らの狂気はやがて没落する。二つ目は、イタリア人やドイツ人が、デモクラシーの訓練には、まだ十分な年月を経ているので、彼らが西欧のデモクラシーという政治的な成熟にまで到達すれば、それで大丈夫だ。三つ目は、ヒトラーやそれに従う集団は、ただ権謀術数だけで国家機構を支配する権力を獲得し、ただ力づくで支配しているのであり、他のすべての人びとは、ただあざむかれ、おびやかされているために、意志のない存在になっているに過ぎない、と。⁽³⁷⁾ その中でも、三番目の議論を、一番重大な誤りとしている。すなわち、多くの人びとは、ただあざむかれ、おびやかされていたのではなく、むしろ、熱病にかかったように、積極的に巨大な変化を伴う方向に飛び込み、その流れを強化するために合唱したのである、と批判する。また、埋もれていた史料を発掘し、中世史を中心に日本の歴史の書き換えを行おうとした歴史学者網野善彦も、人間は断じて力だけで押さえつけられるものではない。権力もそれほど強いものではない。王は自分に独自の力があるから王なのではなく、まわりが王と思うから王になれる、それ以上のものではない。権力は社会の合意があって初めて維持し得る、と述べている。⁽³⁸⁾ この両者も、「国々にとっての不幸の止むときはないし、また人類が災いから免れることもない」状態は、その実、多くの人びとの支持があるから招来するものであると言う。

さかのぼって、日本の歴史を見てみよう。満州事変にも国民世論は一斉に声を上げて支持し、真珠湾奇襲にも、快哉を叫んでいる。小泉信三のような経済学者ですら、友人への手紙で、「山本さんやりましたね。何とか感謝驚嘆の意を表したい

と思いますが、言葉も出てきません。貴兄も御同様だと思います。いつか、山本さんと同席することを得たのは、今となってはこの上もない記憶です。」⁽³⁹⁾ と感激を隠さずに大合唱の一員に加わっている。いわゆる知識人・芸術家といわれた人びとの多くも大合唱に加わった例は枚挙にいとまがない。⁽⁴⁰⁾

映画監督の伊丹万作が、戦争中、ゲートルを巻かずに門から出られなくなったとか、戦闘帽をかぶらずに、普通のあり合わせの帽子をかぶって出ると、たちまち国賊を見つけたような憎悪の目で見られたが、それらは、親愛なる同胞諸君であった、そして彼らは特別な人びとではなく、自分が日常的な生活を営む上において、いやでも接触しなければならぬ身近な人びとであった、と述べしている。もちろん、彼にしても、自分もただ、自国の勝利以外何も望まなかったし、そのためには何でもしたい、⁽⁴¹⁾ との合唱に加わっていたと語っている。この例にも見られるように、熱病にかかったような大合唱の起こるとき、市井の人びと同士も、ミルが考えたように、政治権力による厳しい刑罰を使うのではないが、他人の生活の細部にまで目を光らせ他人の心まで支配し、抑圧しようとするのである。

6 「熱病」から覚めた人びとの様々な在り方生き方について

第二次世界大戦後、ドイツも日本も戦争責任を問われた。ドイツはその責任を、ナチスとヒトラーに全部背負わせ、彼らを摘発し裁判を行い、国旗すらも替えたのである。日本も、戦争は一部軍国主義者のなせるところとした。多くの人びとは、「だまされた」「本当のことは知らなかった」という言葉の持つ便利な効果におぼれ、いっさいの責任から解放され無条件で正義派になれるように思ったのである。つまり、責任は他者にあるのである。この考え方について、鶴見俊輔は、捻りのある文を書いている、「マッカーサーには占領の都合があった。小さな兵力しか持ってこなかったから、反乱が起こるのを防ぐために「日本国民

には責任がない。一部軍閥が指導したのだ。日本人は立派だった」と言って“十二歳”（帰国後、マッカーサーは「日本人は十二歳」と発言）の頭をなでてくれたわけで、それに進歩派は乗った。進歩派だけじゃなくて、退歩派、保守派も乗った。だから、あの十五年戦争は自分たちがやった戦争だという自覚が育たなかった。」⁽⁴²⁾と。また中国の周恩来が日中国交回復にいたるまで、「日本人も日本軍国主義の犠牲者である」と語っていた。彼らの主張は、戦後の冷戦という国際情勢から、それぞれの国がその国益にしたがって考案したとも考えられるフィクションである。にもかかわらず、このフィクションにどっぷり浸かり、自分が免罪されることを信じて疑わない人びとがかくも多く存在したのである。新しく民主主義の民として生きる人間として、このことはふさわしいことであるのか。言葉を換えて言うなら、正しく治め、治められる知恵と技術を持つことへの責任は、果たされているのか。このことを、自身に厳しく問うことがなければ、おそらく、今後、何度もだまされるであろう。

西ドイツ時代の大統領ヴァイツゼッカーは、戦後ホロコーストの全貌が明らかになったとき多くのドイツ人が「いっさい何も知らなかった」、「気配も感じなかった」と言い張ったことに対して、シナゴグ（ユダヤ教会のこと）の放火、掠奪、法の保護の剥奪、人間の尊厳に対する冒瀆があったあとで、わるい事態を予想しないでいられた人びと、調べる気のある人たちならユダヤ人を強制的に移送する列車に気がつかないはずはない、と語っている。われわれ全員が過去からの帰結にかかわっており、過去に対する責任を負っている。そして過去に目を閉ざす者は、結局のところ現在にも盲目となる。⁽⁴³⁾自分たちは、進んでこの倫理的責務を個人として負う必要がある。彼の大統領時代のドイツにも、「アウシュヴィッツは嘘」つまり大量虐殺は虚偽との論争問題もある中で、理性と高い倫理性をもってドイツ国民に訴えたのである。

翻って日本を見てみたいと思う。多くの合唱者たちは、だまされて、歌わされていたと言っているなか、自分はどうも本気で積極的に歌っていたのだとの自覚を持ち、それを抱えて自分の在り方生き方に生かしていこうと決意した人も、少なからず存在していたのも事実である。

今その人の話を聞いてみる。50年余にわたって一教師として教育実践の場に立ち続けた大村はまは、戦争時代に教師であったものは考えねばならぬと、次のように語っている。戦前は都立高校（当時は府立高等女学校）にいた。そこで戦争の時代を過ごした。そして、昭和22年、新制中学校が発足した。戦争責任を一人で背負うわけではないが、昨日まで、戦争のため全力をあげてみんなでミシンを踏んだ場所、そして当時、中隊長として、「頭（かしら）右！」などと訓練した校庭で、新しい時代の仕事をしていくには、私には耐えられないことでした。ですから、新しい時代の建設のために作られた六・三制の、海のものとも山のものともわからない中学校、そこへ身を投げ入れて戦争責任を解消したい。そんな思いで中学校へ出ました。何か新しい時代を作る人を育てる仕事に身を入れて、どんな苦勞もいとわないと思った、⁽⁴⁴⁾と語っている。退職後も次々とあたらしい研究と実践を行い発表していた原動力は、この覚悟にあるのかと驚嘆せざるを得ない。

7 おわりに

学習指導要領による中学校社会科の目標の後段には「国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う」とあり、高等学校公民科の目標には「平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質を養う」とある。加えて、高等学校の場合、引用文の前に「人間としての在り方生き方についての自覚を育て」との表現が入っている。

今、我々が求めなければならないのは、平和で民主的な国家・社会である。これについては、言を俟たない。そして、このような国家・社会は、さきに引用したプラトンの例にならうならば、そ

こに住み暮らす人びとによって支えられ規定されるのである。したがって、教育という仕事が、なさなければならないのは、これを支える一人ひとりの人間を育てるということである。

平和といい、民主主義といい、現在では、この言葉に異を唱える者は少ない。しかしその内容とはいえば、十人十色、それを定義するのは難しく、またそれを実践するのも難しい。このように、価値観が多様化した時代の中で、「よりよい社会」を築くということは、一筋縄ではいかない。その時々の変転する中で「よりよい」ことを判断しなければならない。できるだけ資料を集め、その内的な連関について、できうる限りの努力を注いで、深い分析をすることは当然であるとしても、現実には動いているので、不満足なまま決断し、行動せざるを得ないときがある。それゆえ、人は、間違えることもある。そのことに思い至った人は、人間の在り方生き方として、謙虚な姿勢を徹底して保つのではないか。謙虚な人は人を裁くことから遠く、自己が背負わなければならない責任を不問にするのではなく、進んで、それをひきうけるという厳しい倫理的責務を負わんとする。公民的資質と語られるその言葉の基底には、如何なる時代にあっても、自己に誠実であろうとする倫理性がなければならない。

戦後、声高に「だまされた」という人が多い中で、「だまされた」と被害者の様な顔をするのではなく、静かに自己の内面において、ある意味では忸怩たる思いを抱き、また新たに生きはじめた人びとがいた。この人たちの高い倫理性が、忘れ去られてはならない。公民教育に求められているのは、この人間としての基本的な在り方生き方の風儀を育てることではないか、と筆者は考えるのである。

2012/12/14

註

- (1) わが国における「国連持続可能な開発のための教育の10年」実施計画(抄)
学習指導要領解説公民編 p. 63. 2010年6月 教育出版株式会社

- (2) 学習指導要領解説公民編 p. 8. 2010年6月 教育出版株式会社
- (3) 渡部竜也「自由主義社会は『政治的なもの』の学習を必要としないのか」公民教育学会「公民教育研究Vol. 17 2009」2010年 pp. 49-51.
- (4) 川野哲也「地域社会への参画と公民教育カリキュラム」公民教育学会「公民教育研究Vol. 18 2010」2011年
- (5) 川口広美「イングランドのシティズンシップ教育カリキュラムにおける『コミュニティへの参加』の特質と意味」公民教育学会「公民教育研究Vol. 18 2010」2011年
- (6) バーナード・クリック「シティズンシップ教育論—政治哲学と市民—」関口正司監訳 法政大学出版局 2011年 pp. 111-112.
- (7) 周知のように、南北戦争にかかる激戦地ゲッティスバーグの一部を戦死者の墓地にする記念式典(1863. 11. 19)に臨んだ際の演説の末尾の一句である。全体で300語足らず、演説としてはあつけないほど短いものだ、アメリカ人なら子どもの時から親しんでいる。筆者も高校時代、英語の教師から暗唱を命じられたことがある。20年ほど前、あるアメリカ人の家庭にホームステイをした時、その家の中学1年の女の子が、見事に最後まで暗唱したので、改めて感心したことがある。
- (8) 中野好夫「酸っぱい葡萄」みすず書房 1979年 pp. 261-262.
- (9) 伊東光晴「日本の伏流—時評に歴史と文化を刻む—」筑摩書房 2011年 p. 161
- (10) 吉田 徹「ポピュリズムを考える—民主主義への再入門」NHK出版 2011年 p. 203
- (11) プラトンは、一人傑出した人物が現れる時は「王制(バシレイアー)」、すぐれた支配者が複数の時は「優秀者支配(アリストクラティアー: 貴族制)」といっている。因みに「寡頭制(オリガルキアー)」は財産の評価を基準とする有産階級による支配、「僭主制(チュラニス)」は非法手段を用いて位に就いた支配者即ち僭主(チュラノス)による政体であり、プラトンはこれを「国家の病として最悪のものだ」としている。
- (12) 各体制の違いを単に主体の違いとすると、それらの特徴を吟味していないとの意見があると思われるが、どの体制を取ってみても、目的とするところは、名目的には、国家万民のためというのである。決して、王一人、また貴族、有産者のためなどとは言わないものである。

- (13) アリストテレス「政治学」(1277a20-1277b10) 牛田徳子訳 京都大学学術出版会 2009年(初版2001) pp. 123-125
- (14) J.S.ミル「自由論」山岡洋一訳 日経BP社 2011年 p. 15
本訳書では、「国民」と訳されているが、岩波文庫版：塩尻公明・木村健康訳では「人民」、中央公論社・世界の名著版：早坂忠訳では「民衆」、光文社・古典新訳文庫版：斎藤悦則訳では「人民」と訳されている。オリジナルでは「people」となっている。
- (15) 上前淳一郎「英雄たちへの挽歌－巨人軍陰のベストナイン－」文藝春秋社 1977年、1982年「巨人軍陰のベストナイン」として角川文庫より出版 pp. 121-124
- (16) オルテガ「大衆の反逆」神吉敬三訳 ちくま学芸文庫 1995年 p. 27
なお、原著は1930年に出版されている。
- (17) プラトン「国家」(544D-E) (プラトン全集11) 藤沢令夫訳 岩波書店 1976年 p. 564
- (18) 前掲書 (557A-558C) pp. 595-598
- (19) 前掲書 (560C-E) pp. 604-605
- (20) プラトンは、欲望全般を否定はしていない。自然的本姓が求めざるを得ないもの、また、満たされた場合、われわれを益するものは「必要な欲望」とし、それらの範囲を超えたもの、若いときから訓練すれば取り除くことのできるようなものを「不必要な欲望」と言っている。
- (21) プラトン「国家」(561B-E) (プラトン全集11) 藤沢令夫訳 岩波書店 1976年 pp. 606-607
- (22) 前掲書 (562C-563B) pp. 609-610
- (23) オルテガ「大衆の反逆」神吉敬三訳 ちくま学芸文庫 1995年 p. 11
- (24) 前掲書 p. 17
- (25) 前掲書 pp. 137-138
- (26) 前掲書 pp. 21-22
- (27) J.S.ミル「ミル自伝」朱牟田夏雄訳 岩波文庫 1960年初版 (1970年13刷) pp. 249-252
彼は、ロンドンのハイドパークで労働者と警官隊が対峙し、一方は武装して集まってきかねないし、また一方は軍隊を用意しようとする容易ならぬ形成のなか、この危機の調整に立ち、労働者に自重を求め、大きな災禍にいたらずに食い止めたのは自分の働きであると、「自伝」に記している。
- (28) 本訳書では、tyrannyを「専制」と訳されているが、岩波文庫版：塩尻公明・木村健康訳では「暴虐」と訳されている。
- (29) J.S.ミル「自由論」山岡洋一訳 日経BP社 2011年 pp. 15-16
- (30) 前掲書 pp. 16-19
- (31) バーナード・クリック「シティズンシップ教育論－政治哲学と市民－」関口正司監訳 財団法人法政大学出版局 2011年 p. 285
- (32) アリストテレス「アテナイ人の国制」村川堅太郎訳 岩波文庫 1980年 p. 56
- (33) トゥキュディデス「戦史 上」久保正彰訳 岩波文庫 1961年初版(1975年 9刷) p. 253
- (34) プラトンの「国家」、「第七書簡」に登場する、真の政治は学問(哲学)に裏付けられなければならないとの議論のなかで出てくる言葉である。
- (35) バーナード・クリック「シティズンシップ教育論－政治哲学と市民－」関口正司監訳 財団法人法政大学出版局 2011年 p. 42, p. 282
- (36) エーリッヒ・フロム「自由からの逃走」日高六郎訳 東京創元社 1951年初版(1965年27版) pp. 11-12
- (37) 前掲書 p. 11
- (38) 網野善彦・鶴見俊輔「歴史の話」2004年 朝日新聞社 pp. 48-50
- (39) 小泉信三「小泉信三全集25上」1972年 文藝春秋社 pp. 252-253
「山本さん」とは山本五十六連合艦隊司令長官のこと。
- (40) 藤井一亮「教育における個人と共同性についての一考察」甲南大学教職教育センター年報・研究報告書(2010年度版) 2011年 p. 20参照
- (41) 伊丹万作「伊丹万作エッセイ集」大江健三郎編 2010年 筑摩書房 pp. 93-94, p. 100
- (42) 網野善彦・鶴見俊輔「歴史の話」2004年 朝日新聞社 p. 144
- (43) ヴァイツェッカー「荒れ野の40年」永井清彦 1986年 岩波ブックレット pp. 15-16
- (44) 大村はま「新編 教えるということ」1996年初版(2012年22刷) ちくま書房 pp. 44-45